【山形県で野生イノシシを捕獲する皆様へ】

野生イノシシの豚熱(CSF)ウイルス感染拡大防止に 御協力をお願いします。

- ◆豚熱は人に感染することはありません。
- ◆令和2年12月から、県内のイノシシで豚熱の感染が広がっています。
- ◆野生イノシシから養豚場等の養豚に感染が拡大すると、養豚産業に甚大な被害を及ぼすだけでなく、野生イノシシの頭数が減少し、狩猟の楽しみも減少してしまいます。
- ◆<u>豚熱感染拡大を防ぐために、野生イノシシの捕獲にあたる際は、</u> <u>適切な処理・消毒</u>をお願いします。

捕獲した野生イノシシの埋設及び周辺の消毒について

- 1. 捕獲した野生イノシシの個体は、原則埋設処理等で適切に処理してください。
- 2. 解体する際は、原則として捕獲現場やその周辺にて行います。 捕獲個体を運搬する際は、ブルーシートで包み、血液や糞等が落ちないようにしてください。
- 3. 止め刺しした野生イノシシ及び周辺1m程度、埋設地点、解体地点、血液や糞便がついた場所 や解体した道具等を、消毒液(オスバン等の逆性石鹸)または消石灰を散布して消毒します。
- 4. 消石灰は、地面が白くなるまで散布します。また、消石灰を散布する際にはマスク、ゴーグル、 ゴム手袋を着用して防護を行ってください。
- 5. 作業終了後、従事した車両(特にタイヤ周りの泥)・衣服・靴(泥を落とす)を消毒し、最後に手の消毒(人用の消毒液)を行ってください。
- 6. <u>豚熱感染確認区域で捕獲したイノシシは、原則として捕獲した個体及び内臓、血液、皮、肉</u> (冷凍保存の肉も含む)等は、感染確認区域の外に持ち出さないでください。
- 7. イノシシの捕獲に従事した方は7日間は養豚施設及び周囲への立入りを控えてください。

